

## 裁 決 書

審査請求人 X

処 分 庁 葛飾区長

審査請求人が平成30年9月14日に提起した処分庁による難病患者福祉手当認定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件審査請求を棄却する。

### 事案の概要

- 1 審査請求人は、処分庁に対し、平成30年7月12日、難病患者福祉手当認定申請書を提出し、処分庁は、審査請求人に対し、難病患者福祉手当（以下「本件手当」という。）の受給資格の認定を行い、同月19日付けで平成30年7月を本件手当の支給開始の年月とする難病患者福祉手当認定処分（以下「本件処分」という。）をした。
- 2 審査請求人は、平成28年度から平成30年度までは、本件手当の支給を受ける要件を満たしていた。
- 3 平成30年9月14日、審査請求人は、本件手当の支給を受ける要件を満たした平成28年4月を支給開始の年月とすべきとして審査請求を提起した。

## 審理関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人の主張

本件手当の支給を受ける要件を満たした平成28年度から平成30年7月11日まで本件手当の申請ができなかったのは、処分庁による本件手当についての周知の取組が十分といえず、また、平成30年7月10日に処分庁職員から本件手当の説明を受けるまで本件手当に関する説明がなかったためである。

したがって、審査請求人が平成30年7月11日まで本件手当の申請ができなかったのは、葛飾区難病患者福祉手当条例（昭和53年葛飾区条例第3号。以下「条例」という。）第7条に規定する「やむを得ない理由」に該当するものであり、処分庁は、平成28年度から本件手当を支給すべきである。

### 2 処分庁の主張

難病医療費助成の手続のため来所した転入者に対しては、前住所地で難病に関する手当を受給していたかどうかを確認しており、本区では本件手当があることを説明しているほか、本件手当について区のホームページに掲載し、案内している。

したがって、本件手当の周知及び教示について区長の裁量を著しく逸脱するとまではいえぬ、条例第7条に規定する「やむを得ない理由」に該当するとはいえない。よって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

## 理 由

### 1 本件に係る条例の規定について

#### (1) 条例

ア 本件手当は、葛飾区の区域内に住所を有すること、難病患者であること、難病にり患した年齢が65歳未満であることの各要件を備えている者に支給する（第3条第1項）。

イ 前項の規定にかかわらず、難病患者の前年の所得が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて規則で定める額を超えるときは、本件手当は支給しない（第3条第2項第1号）。

ウ 本件手当の支給を受けようとする者は、区長に申請し、認定を受けなければならない（第5条）。

エ 本件手当は、認定の申請をした日の属する月から本件手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月まで支給する。ただし、次条の適用を受けることができる者については、この限りでない（第6条）。

オ 災害その他やむをえない理由により認定の申請をすることができなかつた場合において、当該理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、当該理由により認定の申請をすることができなくなつた日の属する月から本件手当を支給する（第7条）。

- (2) 葛飾区難病患者福祉手当条例施行規則（昭和53年葛飾区規則第8号。以下「規則」という。）

条例第3条第2項第1号の規則で定める額は、所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の数に応じて、それぞれ次の表の右欄に定める額とする（第2条）。

扶養親族等の数	金額
0人	3,604,000円
1人以上	3,604,000円に扶養親族等1人につき380,000円を加算して得た額

## 2 条例第7条のやむを得ない事由があるかについて

- (1) 条例第5条は、本件手当の支給を受けようとする者は、区長に申請し、認定を受けなければならないとして、いわゆる申請主義の原則を定め、条例第6条で、本件手当は、認定の申請をした日の属する月から支給するとしている。

他方で、条例第7条は、災害その他やむを得ない理由により認定の申請をすることができなかつた場合、当該理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、当該理由により認定の申請をすることができなくなつた日の属する月から本件手当を支給することとしている。

審査請求人は、処分庁の周知義務違反及び教示義務違反により本件手当を知り得ず、このことは「やむを得ない理由」であつたものと主張する。そこで、審査請求人に平成28年度以後本件手当の申請までの間に本件手当の申請をしなかつたことにつき「災

害その他やむを得ない理由」があったか検討する。

(2) 「やむを得ない理由」の意義

「災害その他やむを得ない理由」とは、一般的に、地震風水害等の自然災害や、火災、交通事故、急病、出産等の申請が困難な客観的な事情がある場合を意味するものであり、また、平成3年2月5日京都地方裁判所判決が示すように処分庁に「重大な懈怠」があったような例外的な場合には「やむを得ない理由」を認める余地がある。

そこで、処分庁に「重大な懈怠」と評価すべき周知義務及び教示義務の違反があったか否かについて検討する。

(3) 周知義務違反の有無について

本件手当に関しては、受給資格者が請求をした日の属する月から手当を支給するといういわゆる非遡及主義が採用されている。このように受給資格者の請求を前提とする社会保障制度の下においては、受給資格者が漏れなく制度の存在や内容について知ることができるように広報活動を行うことが必要であり、受給資格がありながらこれを知らなかったために受給の機会を失する者が出ることがないように、広報、周知活動の徹底は処分庁の果たすべき責務である。

しかしながら、周知義務（不特定人への制度等の広報の義務をいう。以下同じ。）といってもこれを認めた法律及び条例が存在しない現状において、手当の内容や性質、受給者の性格など、諸般の事情により必要となる周知の程度や内容は異なるのであって、これを法的義務として、その内容を特定することは困難である。それゆえ、いかなる程度に広報を行い、周知に努めるかは処分庁の裁量に委ねられているものといえることができることから、その裁量の範囲を著しく逸脱し、又は濫用をしたといえる場合は違法であり、また、裁量の誤りがある場合は不当となる。

そこで、本件手当の周知徹底のために処分庁が行った広報活動をみると、次のようなことが認められる。

ア 本件手当について冊子を作成し、難病医療費助成の手続のために初めて来庁した者等に交付し、案内している。

イ 処分庁のホームページに掲載している。

以上の認定の事実に基づいて考えるに、少なくともその対応が裁量の範囲を著しく逸脱し、又は濫用をしていると認めることはできないため、違法ではなく、また、裁

量の誤りもないので不当ともいえない。

なお、審査請求人は、他の自治体では広報紙に類似の手当を記載して周知しているにもかかわらず、処分庁は広報紙に掲載しておらず、周知義務の取組が十分とは言い難い状況にあるとし、処分庁の周知義務違反を主張しているが、いかなる程度に広報を行い、周知に努めるかは処分庁の裁量の問題であり、広報紙への掲載がないことをもって処分庁に裁量の逸脱、濫用又は誤りがあるとはいえない。

よって、処分庁の周知義務違反を理由として、本件処分の取消しを求めることはできない。

#### (4) 教示義務違反の有無について

前述のとおり、本件手当に関しては、非遡及主義が採用されており、このような受給資格者の請求を前提とする社会保障制度の下においては、処分庁は周知活動の徹底とともに、窓口における適切な教示等を行う責務を負っているというべきである。もっとも、制度の教示等の責務が法律や条例に明記されている場合は別として、具体的にどのような方法で教示を行うかは、処分庁の裁量に委ねられているものということができることから、教示等に不十分な点があっても、直ちに法的義務に違反するものではないし、また、裁量の誤りがあり不当となるものではない。

しかしながら、社会保障制度が複雑多岐にわたっている現状において、一般市民にとってその内容を的確に理解することには困難が伴うものと認められること、社会保障制度に関わる機関の窓口は、一般市民と最も密接な関わり合いを有し、来訪者から同制度に関する相談や質問を受けることが多い部署であること、また、来訪者側でも、具体的な社会保障制度の有無や内容を把握するに当たり、上記窓口における説明や回答を大きなよりどころとすることが多く、適切な教示等がなければ、社会保障の受給が困難になることからすれば、処分庁は、相談者に対し相談内容等に関連すると思われる制度について適切な教示等を行い、また、必要に応じ、不明な部分につき更に事情を聴取し、又は資料の追完を求めるなどして該当する制度の特定に努めるべき職務上の法的義務を負っているものと解するのが相当である。

これを本件についてみると、審査請求人が処分庁において行った相談内容によれば、平成29年度以前において、援助制度についての相談又は質問をしたことを伺わせるような事情は認められない。

なお、審査請求人は本件手当の受給資格に関係がある書類を提出した場合には、職員はそれを確認し、審査請求人に教示すべきであると主張するが、これは難病医療費助成の申請書の受理に伴う書類であり、そのことをもって審査請求人から援助制度についての相談又は質問があったものとはいえないから、本件において処分庁に教示義務違反があり違法であるとはいえないし、裁量に誤りがあり不当であるともいえない。

よって、処分庁の教示義務違反を理由として、本件処分の取消しを求めることはできない。

(5) やむを得ない事由の有無について

以上から、処分庁の周知義務違反及び教示義務違反は存在せず、これらの義務の重大な懈怠も認められない。そのため、審査請求人が平成28年度から平成30年7月11日まで本件手当の申請をすることができなかったやむを得ない理由は存在しない。

したがって、本件処分は適法であり、また、不当なものともいえない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和元年9月27日

審査庁 葛飾区長 青 木 克 徳

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。